

## 第7回高知県災害福祉支援ネットワーク会議

日時：令和5年9月8日（金）14：00～15：30

場所：高知会館3階飛鳥の間

### 1 開会

挨拶 高知県災害福祉支援ネットワーク会議 会長 楠目 隆

### 2 協議

(1) 令和5年度事業計画について

(2) 高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアルの改定について

(3) その他

- ・災害福祉支援活動、相互応援に関する受援課題について（意見交換）

### 3 その他

### 4 閉会

挨拶 高知県災害福祉支援ネットワーク会議 副会長 田村 敬子

第7回高知県災害福祉支援ネットワーク会議 出席者名簿

	団体名	役職名	氏名	出欠
	高知県老人福祉施設協議会	会長	井上 章	
	高知県介護老人保健施設協議会	会長	中本 雅彦	
	高知県地域密着型サービス協議会	事務局	伊賀 大輔	欠席
	高知県身体障害者（児）施設協会	協議員	甲藤 真敬	
	高知県知的障害者福祉協会	防災委員長	小松 淳	
	高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会	会長	谷 晃	
	高知県児童養護施設協議会		田村 桂造	
	高知県通所サービス事業所連絡協議会	会長	細川 忠	
	高知県保育所経営管理協議会	副会長	渡辺 秀一	
	高知県社会福祉法人経営者協議会	災害福祉支援 委員長	植村 芳明	
	一般社団法人高知県社会福祉士会	会長	久野 貴裕	欠席
	高知県介護福祉士会	理事	森田 誠	
	高知県精神保健福祉士協会	災害対策委員	西村 倫	
	高知県介護支援専門員連絡協議会		橋本 由枝	
	高知県相談支援専門員協会	会長	住友 芳美	欠席
	高知県医療ソーシャルワーカー協会		小柴 美絵	
	一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会	会長	中本 知子	
会長	社会福祉法人高知県社会福祉協議会	副会長	楠目 隆	
	高知市健康福祉総務課	課長	一圓 真由	欠席
副会長	高知県子ども・福祉政策部	副部長（総括）	田村 敬子	

事務局

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課	チーフ（災害時要配慮者支援担当）	前原 尚太
	主幹	谷 悠太郎
社会福祉法人高知県社会福祉協議会	事務局次長 （兼）人材支援グループ長 （兼）総合人材センター所長	半田 雅典
	総合人材センター主事	鳴川 真央

# 高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局の運営

## (1) 高知県災害福祉支援ネットワーク会議の開催

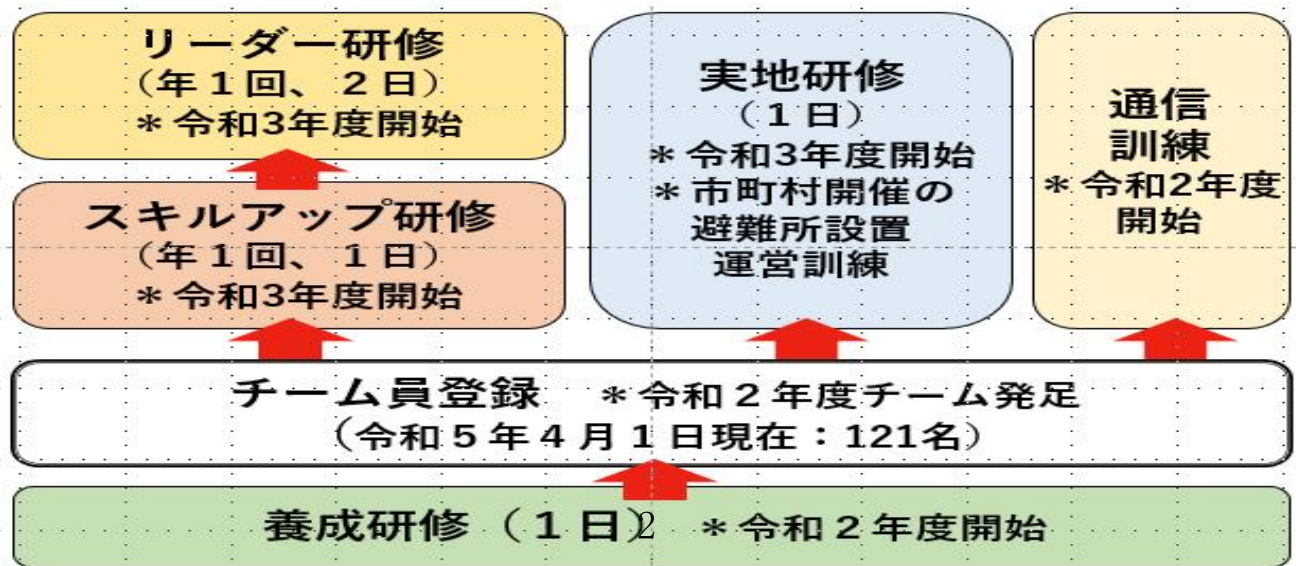
	R5年度	R4年度
第1回	日時：9月8日（金） *通算7回目 会場：高知会館 内容：マニュアルの改定について 等	日時：9月5日（月） *通算5回目 会場：県立ふくし交流プラザ 内容：研修計画について 等
第2回	春頃開催予定（開催時期調整中）	日時：3月23日（木） *通算6回目 会場：県立ふくし交流プラザ 内容：令和5年度事業計画について 等

### 【構成団体】

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ○高知県老人福祉施設協議会        | ○（一社）高知県社会福祉士会    |
| ○高知県介護老人保健施設協議会      | ○高知県介護福祉士会        |
| ○高知県地域密着型サービス協議会     | ○高知県精神保健福祉士協会     |
| ○高知県身体障害者（児）施設協会     | ○高知県介護支援専門員連絡協議会  |
| ○高知県知的障害者福祉協会        | ○高知県相談支援専門員協会     |
| ○高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 | ○高知県医療ソーシャルワーカー協会 |
| ○高知県児童養護施設協議会        | ○（一社）高知県訪問看護連絡協議会 |
| ○高知県通所サービス事業所連絡協議会   | ○（福）高知県社会福祉協議会    |
| ○高知県保育所経営管理協議会       | ○高知県              |
| ○高知県社会福祉法人経営者協議会     | ○高知市              |

## (2) 高知県災害派遣福祉チーム研修部会の開催

	R5年度	R4年度
第1回	日時：5月26日（金） 会場：県立ふくし交流プラザ 内容：令和5年度開催研修について	日時：5月10日（火） 会場：県立ふくし交流プラザ 内容：令和4年度開催研修について
第2回	必要に応じて開催	



### (3) 高知県DWATチーム員研修の開催

#### R5年度

#### R4年度

	R5年度	R4年度
<b>養成研修</b>	日 時：9月13日（水） 会 場：県民文化ホール 内 容：行政説明、事務局説明、演習 参加者：16名（予定）	日 時：11月23日（水） 会 場：四万十市社会福祉センター 内 容：別紙開催要項参照 参加者：6名
<b>スキルアップ 研修</b>	日 時：11月20日（月）、21日（火） 会 場：県立ふくし交流プラザ 内 容：災害VC、DMATについて、 他県DWAT活動報告、演習 参加者：	日 時：7月6日、13日、20日（水） 会 場：県立ふくし交流プラザ 内 容：別紙開催要項参照 参加者：84名
<b>リーダー 研修</b>	日 時：10月20日（金）、21日（土） 会 場：県立ふくし交流プラザ 内 容：講義、図上訓練 参加者：	日 時：12月2日（土）、3日（日） 会 場：県立ふくし交流プラザ 内 容：別紙開催要項参照 参加者：10名
<b>実地研修</b>	日 時：12月3日（日） 会 場：高知市立横浜中学校 内 容：未定 参加者：	* 台風の影響により中止
<b>通信訓練</b>	* 実際のチーム員派遣時のフローに近い 形での訓練を検討中	* 登録情報の更新及び研修案内等で 情報伝達の可否を随時確認

高知県災害派遣福祉チーム(高知県DWAT) 構成内訳

1. 推薦団体

高知県老人福祉施設協議会	14
高知県介護老人保健施設協議会	4
高知県地域密着型サービス協議会	0
高知県身体障害者(児)施設協会	9
高知県知的障害者福祉協会	8
高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会	0
高知県児童養護施設協議会	0
高知県通所サービス事業所連絡協議会	0
高知県社会福祉法人経営者協議会	63
高知県社会福祉士会	6
高知県介護福祉士会	4
高知県精神保健福祉士協会	1
高知県介護支援専門員連絡協議会	3
高知県相談支援専門員協会	1
高知県医療ソーシャルワーカー協会	2
高知県訪問看護連絡協議会	4
高知県社会福祉協議会	2
合計	121

2. 資格・職種

社会福祉士	23
介護福祉士	65
精神保健福祉士	7
介護支援専門員	23
保育士	9
看護師	19
理学療法士	1
作業療法士	2
言語聴覚士	0
相談支援専門員	6
医療ソーシャルワーカー	3
介護職員	22
生活相談員	11
生活支援員	13
地域包括支援センター職員	2

3. 性別

男	80
女	41
合計	121

4. 年齢

60歳代	5
50歳代	32
40歳代	55
30歳代	28
20歳代	1
合計	121

5. 現住所

高知市	54
-----	----

安芸福祉保健所管内

安芸市	2
室戸市	0
東洋町	0
奈半利町	0
田野町	0
安田町	0
北川村	0
馬路村	0
芸西村	1
合計	3

中央東福祉保健所管内

南国市	12
香南市	15
香美市	8
本山町	0
大豊町	0
土佐町	1
大川村	0
合計	36

中央西福祉保健所管内

土佐市	2
いの町	1
仁淀川町	1
佐川町	0
越知町	0
日高村	0
合計	4

須崎福祉保健所管内

須崎市	1
椿原町	9
津野町	1
中土佐町	1
四万十町	4
合計	16

幡多福祉保健所管内

宿毛市	2
土佐清水市	1
四万十市	2
大月町	0
三原村	0
黒潮町	3
合計	8

## 高知県災害派遣福祉チーム（第4期）養成研修 開催要項

### 1. 目的

災害時に、一般避難所において高齢者、障害者、乳幼児その他特別な配慮を必要とする災害時要配慮者を支援するため、高知県災害派遣福祉チームのチーム員を養成する。

### 2. 日時

令和5年9月13日（水）9：30～16：30（9：00受付開始）

### 3. 内容

9：30	開会・オリエンテーション（5分） 挨拶：高知県災害福祉支援ネットワーク会議 会長
9：35	行政説明「災害派遣福祉チーム」についての基本事項（50分） 説明：高知県地域福祉政策課
10：35	演習Ⅰ「ディスカッション～避難所における福祉ニーズを考える」（100分） 講師：高知県災害福祉支援ネットワーク会議 事務局
12：15	昼食休憩（55分）
13：10	事務局説明「災害派遣福祉チームの活動」（60分） 説明：高知県災害福祉支援ネットワーク会議 事務局
14：20	演習Ⅱ「一般避難所での災害派遣福祉チームの活動」（120分） 講師：高知県社会福祉法人経営者協議会 災害福祉支援委員会
16：20	修了式（10分） チーム員登録証交付

4. 場 所 高知県立県民文化ホール第6多目的室（高知市本町4丁目3-30）

5. 主 催 高知県

6. 研修実施 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

7. 対 象 ①と②のすべてにあてはまる者

① 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士、看護師、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、介護職員、生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員で、業務経験が3年以上の者

② 所属する社会福祉施設・事業所等の長の承認を受け、施設・事業所等で構成される事業者団体・職能団体に所属している者

8. 受講料 無料

9. 受講申込 所属団体へ締切期日までにお申し込みください。

10. 受講決定 令和5年8月23日（水）までに受講申込者へFAXで通知します。

11. 問い合わせ

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 総合人材センター（担当：鳴川）

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ1階

電話：088-844-4611 FAX：088-844-9443

## 高知県災害派遣福祉チーム（第4期）養成研修 受講申込書

社会福祉法人高知県社会福祉協議会長 様

令和5年 月 日

下記のとおり、高知県災害派遣福祉チーム（第4期）養成研修の受講を申し込みます。

所属団体			
ふりがな		生年月日	(西暦) 年 月 日
氏名			
性別	男 ・ 女	年 齢	歳
本人住所	〒		
本人 携帯電話		本人 メール	
チーム員 対象資格	社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・保育士・看護師 相談支援専門員・医療ソーシャルワーカー・介護職員・生活相談員・生活支援員 地域包括支援センター職員 ※あてはまるものすべてに○		
	通算業務経験 _____年 _____月 ※上記通算業務経験3年以上必要		
勤務先 法人名			
勤務先 施設・ 事業所名			
勤務先 所在地	〒		
勤務先 電話		勤務先 F A X	

(記入上の注意)

- ① 「チーム員対象資格」欄は、あてはまるものすべてに○をつけ、その通算業務経験年数を記入してください。
- ② 記入いただいた内容は、研修の運営管理、高知県災害派遣福祉チームの登録管理に使用いたします。

高知県災害派遣福祉チーム 構成内訳

高知県老人福祉施設協議会	2
高知県介護老人保健施設協議会	1
高知県地域密着型サービス協議会	0
高知県身体障害者(児)施設協議会	0
高知県知的障害者福祉協会	1
高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会	0
高知県通所サービス事業所連絡協議会	0
高知県社会福祉法人経営者協議会	7
高知県社会福祉士会	1
高知県介護福祉士会	0
高知県精神保健福祉士協会	0
高知県介護支援専門員連絡協議会	0
高知県相談支援専門員協会	0
高知県医療ソーシャルワーカー協会	0
高知県訪問看護連絡協議会	1
高知県社会福祉協議会	4
合計	17

社会福祉士	2
介護福祉士	14
精神保健福祉士	1
介護支援専門員	2
保育士	2
看護師	2
相談支援専門員	0
医療ソーシャルワーカー	0
介護職員	0
生活相談員	2
生活支援員	0
地域包括支援センター職員	0

男	12
女	5
合計	17

高知市	5
-----	---

安芸福祉保健所管内

安芸市	1
室戸市	0
東洋町	0
奈半利町	0
田野町	0
安田町	0
北川村	0
馬路村	0
芸西村	0
合計	1

中央東福祉保健所管内

南国市	1
香南市	1
香美市	2
本山町	0
大豊町	1
土佐町	0
大川村	0
合計	5

中央西福祉保健所管内

土佐市	0	60歳代	0
いの町	0	50歳代	7
仁淀川町	0	40歳代	8
佐川町	0	30歳代	1
越知町	0	20歳代	1
日高村	0		
合計	0		

須崎福祉保健所管内

須崎市	1
構原町	0
津野町	1
中土佐町	0
四万十町	2
合計	4

幡多福祉保健所管内

宿毛市	0
土佐清水市	1
四万十市	1
大月町	0
三原村	0
黒潮町	0
合計	2



## 高知県災害派遣福祉チーム 令和5年度リーダー研修 開催要項

1. 目的 高知県災害派遣福祉チームの活動内容・方法を理解して、災害時において適切な福祉的支援を実施できるよう、チームのリーダーとなる人材を養成する。
2. 対象 次の①～③にすべてあてはまる者
  - ①高知県災害派遣福祉チームのリーダーとなる意欲のある者
  - ②福祉施設・事業所でリーダーなどの業務経験のある者
  - ③高知県災害派遣福祉チーム令和3年度又は令和4年度スキルアップ研修を受講した者
3. 日時 令和5年10月20日(金) 9:20～16:30  
10月21日(土) 9:30～16:30
  - \* 2日間の研修プログラムです。両日受講をお願いします。
  - \* 日程の詳細は、裏面「研修日程表」をご確認ください。
  - \* リーダー研修は、災害時の活動について理解して、実際に活動できるようになるため、図上訓練(シミュレーション訓練)を中心とした内容になっています。
4. 場所 県立ふくし交流プラザ2階多目的ホール(高知市朝倉戊375-1)
5. 定員 20名 ※定員に達し次第締め切ります。
6. 受講料 無料
7. 受講申込
  - 「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。
  - 【申込期間】令和5年8月28日(月)午前9時から  
令和5年9月29日(金)午後5時まで
  - 【申込先】FAX 088-844-9443  
社会福祉法人高知県社会福祉協議会 鳴川あて
8. 持ち物  
高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル、DWA Tファイル、筆記用具
9. 問い合わせ  
高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局  
(社会福祉法人高知県社会福祉協議会 総合人材センター 担当 鳴川)  
〒780-8567 高知市朝倉戊375-1  
電話:088-844-4611 メール:dwat@pippikochi.or.jp

## 高知県災害派遣福祉チーム 令和5年度リーダー研修日程表

### 1日目（令和5年10月20日（金））

時間	内容とねらい	講師
9:00～9:20	受付	
9:20～9:30	オリエンテーション	事務局
9:30～10:30 (60分)	講義「活動記録・スクリーニング用紙について」 ①被災地における福祉支援活動の記録のあり方について理解する。 ②避難所での福祉支援活動において必要とされるアセスメント（スクリーニング）用紙の使い方について理解する。	東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一氏  ほか ファシリテーター
10:40～ 12:10 (90分)	図上訓練・シミュレーション訓練～初動～ 災害発生から具体的に災害派遣福祉チームを派遣する初動期について理解する。	
12:10～ 13:00	昼食休憩	
13:00～ 16:30 (210分)	図上訓練・シミュレーション訓練～初動～ 災害派遣福祉チームを派遣する初動期において、派遣すべき避難所等の見極め等について理解する。	

### 2日目（令和5年10月21日（土））

時間	内容とねらい	講師
9:00～9:30	受付	
9:30～11:30 (120分)	図上訓練・シミュレーション訓練 ～スクリーニング・アセスメント～ 災害派遣福祉チームが避難所において活動を展開するにあたって、福祉支援対象者に対するアセスメント等について理解する。	東北福祉大学 総合福祉学部 教授 都築 光一氏  ほか ファシリテーター
11:30～ 12:30	昼食休憩	
12:30～ 14:30 (120分)	図上訓練・シミュレーション訓練～カンファレンス等～ 災害派遣福祉チームが活動を展開するにあたって、福祉支援活動を行うためのチーム内外のカンファレンスやミーティングなどについて理解する。	
14:30～ 14:40	休憩	
14:40～ 16:10 (90分)	図上訓練・シミュレーション訓練～引継ぎ～ 災害派遣福祉チームが活動を後続チームに引き継ぐ際の具体的な手順及びチーム同士の引き継ぎ等について理解する。	
16:10～ 16:30	まとめ・修了証交付・閉会	

FAX 088-844-9443

高知県社会福祉協議会 鳴川 行

高知県災害派遣福祉チーム 令和5年度リーダー研修 受講申込書

氏 名	
福祉施設・事業 所でのリーダー などの業務経験  ※業務経験の年数や リーダー業務の具体 的な内容を記載して ください。	
リーダー研修 受講申込動機	
勤務先所属長の 推薦コメント  ※勤務先の所属長が 記載してください。	勤務先名 ( ) 所属長役職・氏名 ( ) <p style="text-align: right;">※所属長の自筆署名のみ有効とします。</p>

申込：令和5年8月28日（月）午前9時～令和5年9月29日（金）午後5時

## 高知県災害派遣福祉チーム 令和5年度スキルアップ研修 開催要項

1. 目的 高知県災害派遣福祉チームの登録者に対して、災害派遣の実際について理解し、多職種連携による支援についてスキルアップを図る。
2. 対象 高知県災害派遣福祉チーム登録者
3. 日時 A日程 令和5年11月20日(月) 9:30~16:30  
B日程 令和5年11月21日(火) 9:30~16:30  
※A・B日程は同内容の研修です。いずれかの日程を受講してください。
4. 場所 高知県立ふくし交流プラザ2階多目的ホール(高知市朝倉戊375-1)
5. プログラム

時間	内容	講師
9:00~ 9:30	受付	
9:30~10:00	事務局説明	事務局
10:00~10:45	講義①「DMATによる災害支援(仮)」	調整中
10:45~11:30	講義②「災害VCにおける被災者支援(仮)」	高知県社会福祉協議会 ボランティア・NPOセンター 所長 間 章
11:30~12:30	昼休憩	
12:30~13:50	講義③「災害派遣福祉チームの活動の実際」 ・群馬県 DWAT の概要について ・被災地での活動内容 ・活動の振り返りと今後の課題	群馬県 DWAT 群馬県社会福祉協議会 災害福祉支援センター センター長 鈴木 伸明氏
14:00~14:20	メール送受信訓練(派遣依頼→承諾→決定)	事務局
14:20~16:30	演習「高知県 DWAT の活動について事例から考える」 ①模擬チーム編成 ②活動開始から引継ぎまでの流れ 等	

6. 持ち物 チーム員証、高知県災害派遣福祉チーム活動マニュアル(第3版)  
メール送受信ができるスマートフォン等の端末(会場には無料Wi-Fiがあります)

### 7. 問い合わせ

高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局

(社会福祉法人高知県社会福祉協議会 担当 鳴川)

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1

電話：088-844-4611 FAX：088-844-9443

メール：[dwat@pippikochi.or.jp](mailto:dwat@pippikochi.or.jp)

FAX 088-844-9443  
高知県社会福祉協議会 鳴川 行

高知県災害派遣福祉チーム 令和5年度スキルアップ研修 受講申込票

チーム員氏名 \_\_\_\_\_

受講可能日

- |                                |
|--------------------------------|
| 1. A日程：令和5年11月20日（月）9：30～16：30 |
| 2. B日程：令和5年11月21日（火）9：30～16：30 |

※ 受講可能な日程すべてに○をつけてください。

受講日は、日程ごとの人数の偏りがないように事務局で調整して、決定します。

※ A・B日程は同内容の研修です。いずれかの日程を受講してください。

※ スキルアップ研修は必修の研修です。必ず受講してください。

申込締切：令和5年10月31日（火）



## ①「6月29日、7月7日からの大雨による災害対応について」

## ②「災害福祉支援ネットワーク中央センター 令和5年度事業の進め方等」

### 災害福祉支援ネットワーク担当者 全国オンライン会議 (令和5年8月3日)



### 6月29日からの大雨ならびに7月7日からの大雨による災害対応について

- 活動したDWATは、大分県のみ。  
福岡県DWATは、避難所への状況確認・先遣のみ活動(実支援は不要な状況を確認)。
- 大分県・・・7月15日(土)から大分DWATが活動開始。1クール3日間3名ずつ交代で、3日目を引継日としながら、第8クール(7/31)まで日田市の避難所AOZE(市の複合文化施設)に派遣。避難者14世帯23名(7/19現在)が対象。  
  
地元保健師と協力し、避難所の環境整備や避難者からの相談を受けるなど、生活全体をとらえた支援を展開。体操の時間や脳トレプリントを使っのレクリエーション、「みんなでお掃除の時間」なども展開。一部地域では10月末まで避難指示が続くとの見込みが出され、自宅に帰る方とみなし仮設に入る方双方の状況に応じた支援の必要が出ている。保健師とともに、みなし仮設に入居後のフォロー体制なども含めて協議。
- 福岡県・・・7月12日(水)に、福岡DWAT事務局(県社協)およびチーム員、中央センターのアドバイザー等によるオンラインでのミーティングを実施。翌13日、福岡DWATが久留米市の避難所に先遣隊が出動。またこの間、福岡県庁から被災の各市町にDWAT派遣要請を確認したが、派遣要請には至っていない。
- 秋田県・・・7月21日(金)～22日(土)に中央センター担当職員が、現地で秋田県健康福祉部および県社協職員から最新の各種情報を得たうえで秋田市内の避難所2カ所と五城目町の避難所1カ所を訪問。それぞれの避難所管理者との話の中で、福祉的支援を必要とする人への対応は現時点で一旦の完了を見ており、DWAT出動要請も含む急な対応を要する事項はないことを確認。今後、避難所収束に向けた動きにおいて必要に応じて連絡調整を図ることとした。



● 概ねのスケジュール(現時点での整理)

- 8～9月 運営委員会の設置に向けた調整・開催 → 事業内容の検討・確認、アドバイザーチームの設置  
同上 ブロック会議の企画検討(都道府県災害福祉支援ネットワークへの日程調整含)
- 8月3日 災害福祉支援ネットワーク担当者 全国オンライン会議 ※参加対象:都道府県庁主官部局担当者、受託社協事務局等
- 9～10月 全国研修のプログラム検討(研修企画グループ編成)  
関連の各種準備(会場選定、講師調整、開催案内など)

10～11月 **ブロック会議開催(全国を6ブロックに分けて、集合開催)**

⇒ **初動期の対応をはじめとした手順や研修・訓練の標準化を主テーマに設定予定**

1月～2月 **全国研修の開催(東・西日本の2会場、集合開催)**

- 2月 必要に応じてブロック会議(オンライン)の開催
- 3月 事業報告書の作成、今後の展開方策の検討

※初動期の対応手順や研修・訓練の標準化に関する研究的  
取組も事業の中に含むことを想定

- ◇ 8月3日 担当者オンライン会議で共有する事項  
(事前アンケート項目)
- 研修、訓練・シミュレーション等の企画・運営、体系化・階層化
  - 手順書・マニュアルの整理
  - 先遣隊等のチーム編成
  - 平時のチーム員との関係づくり
  - 保健・医療等との連携
  - 市区町村への周知・連携
- ◇ 10～11月開催 ブロック会議での協議、意見聴取事項
- 初動期の対応手順や研修・訓練の標準化に向けた対応
  - ※富士通総研の令和4年度調査研究事業の成果を活用

運営委員会等の体制

※最終的に構築する体制のイメージ



『運営委員会』

⇒ DWATに関する情報共有及び共通理解を進める。

※委員構成は、幅広い関係者の参画のもと、中央センターの運営方針・主要事業等に関する合意形成・理解促進・事業推進を一体的に進める体制とする

【委員の分野等】(現時点での整理)

- 都道府県行政(ネットワーク事務局担当者)  
過去の大規模災害時で活動実績を有する自治体を想定  
※体制構築の中途にある自治体へのヒアリング機会も想定
- 都道府県社会福祉協議会
- 福祉関係団体  
要配慮者の特性の違いや、支援の専門性等を広く捉えるべく、複数の施設関係団体・職能団体から参画を得る
- 災害時の福祉的支援に関する有識者
- 保健・医療関係団体
- 全国社会福祉協議会

※オブザーバーとして、厚労省福祉基盤課からの出席を得る。  
※具体的事項ごとの実質検討は専門部会等を設けて実施。  
(想定部会) ①運営手順等標準化検討部会(過去災害時の実働者にヒアリングを実施。全県の手順書も収集)  
②研修部会(運営手順の部会の内容を反映)  
※上記①、②の成果をベースにテキストに整理することも検討。  
※活動財源を考慮し、適宜、民間支援団体等の参画を得る。

『アドバイザーチーム』

⇒ 中央センターの本部機能、災害時のDWAT実働支援にあたる。

ブロック会議の議題や研修テーマなど、中央センター事業の実践部分について協議。発災時には、本センター各県ネットワークへの助言等も行う。必要に応じて運営委員会の協議にも参画。


※構成は、4年度に中央センター事業の企画・実施へ関わっていた方がたを中心とし、分野ごとに実働経験のある方で構成し、適宜拡充を図る。

【委員の分野等】(想定)

- 都道府県行政(ネットワーク事務局担当者)  
過去の大規模災害時で活動実績を有する自治体を想定
- 都道府県社会福祉協議会
- 災害時の福祉的支援に関する有識者
- 全国経営協 災害支援特別委員会関係者

※オブザーバーとして、厚労省福祉基盤課からの出席を得る。  
※都道府県行政担当で災害福祉支援の経験がある方が異動となった際も、任意で中央センター事業に関わっていたただけのような支援登録の仕組みを検討。  
※必要に応じ、オブザーバーとして全国経営協 災害支援特別委員会関係者から、これまでの歴史的経緯等も含め、先遣隊派遣、行政の防災部局との連携・調整の進め方などに関するアドバイスを得る。

## 参考； 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは47都道府県  ⇒ 全47都道府県で災害福祉支援ネットワークが構築済み
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは45都道府県(うち活動実績があるのは12府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	○	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	○	広島県	○	○
岩手県	○	◎	山梨県	○	○ 令和5年3月 設置済み	山口県	○	令和5年秋までに 設置予定
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	○	大分県	○	○
東京都	○	◆	奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	○	○	鹿児島県	○	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。  
令和5年4月25日現在 全社協調べ

令和5(2023)年度から、個別登録開始予定

### ネットワーク事務局の状況

↓  
社協が関係  
33ヵ所/45ヵ所中

(内訳)  
県社協; 16  
県社協と県庁の共同; 16  
県庁; 10  
県社協と県庁とJRATの  
共同; 1  
県庁と社士の共同; 1  
令和4年3月31日現在 全社協調べ

コロナ禍での研修未実施等によってDWATチーム員の登録数は微減

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
DWAT登録者総数	6,630名	8,074名	7,771名 (速報値)

4

災害福祉支援ネットワーク中央センター  
【社会福祉法人 全国社会福祉協議会】



令和4(2022)年度 ブロック(圏域)会議での  
協議内容をふまえた今後の取組等について



# 今後の取組に関する考え

## 1. 運営・活動手順、各種様式

→ 活動マニュアル、各種様式、情報共有・伝達手法などの統一化への取り組み

- ブロック会議等で協議し、各都道府県ネットワークのご意見を踏まえ、都道府県DWAT運営に係る標準的手順書の設定・普及や、発災時の迅速な情報共有手法の整理、各種伝達・集計様式の一定の共通化等にあたる。

※富士通総研が令和4年度に実施の「災害福祉支援ネットワーク、DWATの実態把握、活動分析及び運営の標準化に関する調査研究事業」の成果物も活用

- 発災時に実際に活用された事例、課題などを各都道府県ネットワークへ共有。

## 2. 情報提供等の都道府県ネットワークへの支援

→ 体制整備や研修に関する優良事例の情報提供、研修実施に係る都道府県ネットワークの後方支援

- 令和4年度のブロック会議のグループ意見交換で提起された、隣接県での合同研修、県相互の研修会受講参加、市町村行政へのDWAT周知の取り組みなどについて、各県から情報等を提供いただき、順次発信。

- 「研修サポート」機能の充実を意識し、分野ごとの講師等といった各種情報のストック・紹介機能の構築や、講師・ファシリテーターの養成も見据えて事業を推進。

6

## 3. 研修

→ 研修体系の統一化への取り組み

- DWAT活動の基本部分に関する共通的な理解と、チーム員のマインドセットを図り、全国的な応援・受援のスムーズな実働の仕組みを作っていくためには、基礎研修・登録研修の標準化が必要。

- そのため、令和元年度に厚労省・富士通総研・全社協で提示した標準研修（基本的な登録研修）について、本中央センター事業に組み込んで普及・促進を図る。 ※必要な改定・項目追加等を検討

- ステップアップ／スキルアップ研修は、各県でこれまでに実働された方がたを中心として、すでにプログラム構築・実施が進んでいる実情もあり、各県の特性（チーム員の階層設定や研修体系、川・海・火山等の地域環境含む）も踏まえて、企画、展開されることも必要。

- 中央センターでは、各県でのステップアップ／スキルアップ研修の内容を共有するとともに、実動訓練（演習やシミュレーションなど）に関する内容や手法等の整理・提供、DWAT活動経験の共有の機会設定を実施。 また、ブロック内での情報伝達訓練などの企画も検討。

## 4. 広域の関係づくり

→ 定期的異動もある中、各県の担当者と実際に顔を合わせて情報共有、関係構築する機会が重要

- 集合でのブロック会議だけでなく、オンラインの活用も想定

7

令和5年6月29日からの大雨ならびに7月7日からの大雨による災害対応について

令和5年7月31日 全国経営協 災害支援特別委員会

●活動した DWAT は大分県のみ。福岡県 DWAT は、避難所への状況確認・先遣のみ活動(実支援は不要な状況を確認)

厚労省発表資料から発災状況を集約

令和5年6月29日からの大雨による災害にかかる  
災害救助法の適用について

1. 災害の概要  
令和5年6月29日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山口県は2市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【山口県】 山口市 (やまぐちし) 美祢市 (みねし)	6月30日	令和5年6月29日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

6月29日からの大雨について(第23報、7月13日、厚生労働省) から抜粋

- (3)被災者の健康管理  
・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、連絡体制の確保を要請。また、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請(6/30)。  
(4)避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底等の感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出(7/1、7/9)。

8 障害者支援関係

- (1)被災した要援護障害者等が利用者負担をすることが困難な場合に減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることについて周知、特段の配慮を要請。(7/1 山口県、7/8 島根県、7/10 福岡県・佐賀県・大分県)  
(2)被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。(7/1、7/8)

(3)市町村が障害児者の安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。(7/2、7/8)

9 介護保険関係

- (1)要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知(7/1 及び 7/9)。  
(2)被災した要介護高齢者等が利用者負担をすることが困難な場合の利用者負担の減免や、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることについて周知、配慮を要請。また、被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるように対応することを可能とする事務連絡を発出(7/2 山口県、7/8 島根県及び 7/10 佐賀県・大分県・福岡県)。  
(3)地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、市町村が被災した要介護高齢者等の安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知(7/2 山口県、7/8 島根県及び 7/10 佐賀県・大分県・福岡県)。  
(4)避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請(7/2 山口県、7/8 島根県及び 7/10 佐賀県・大分県・福岡県)。

10 災害ボランティア関係

下記の市社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設された。注;( )内は開設日  
・山口市(7月3日)  
・美祢市(7月3日) ※7月25日に通常ボラセンへ移行  
・下関市(7月10日) ※7月7日からの大雨被害による設置

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる  
災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要  
令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、以下の7県は災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市			町			村			計
		最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在		
1	青森県	0		1		0		1		1	
2	秋田県	7		6		2		15			
3	富山県	4		0		0		4			
4	島根県	1		0		0		1			
5	福岡県	6		3		1		10			
6	佐賀県	3		0		0		3			
7	大分県	2		0		0		2			
7県合計		23		10		3		36			

7月15日からの大雨について(第11報、7月26日、厚生労働省) から抜粋

4 社会福祉施設等関係

(1)高齢者関係施設の被害状況

秋田県秋田市にて 11 施設で床上浸水、6 施設で利用者を他施設へ避難。⇒ 浸水は 7 施設で復旧済、4 施設で他施設避難解除(7/24)

秋田県男鹿市では 1 施設が床上浸水、利用者を他施設へ避難。7 施設で断水あり⇒浸水・断水ともすべて復旧済(7/20)  
五城目町では 2 施設が床上浸水。利用者を他施設へ避難。(7/17)

県内福祉施設での人的被害なし。(7/18)

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
	最大	現在	浸水等		停電		断水	
秋田県	21	6	14	6	-	-	7	-
秋田市	11	4	11	4	-	-	-	-
男鹿市	8	-	1	-	-	-	7	-
五城目町	2	2	2	2	-	-	-	-
合計	21	6	14	6	-	-	7	-

(2)障害者関係施設の被害状況

秋田県男鹿市で1施設が断水。⇒復旧済(7/20)  
秋田市で2施設が床上浸水と断水。⇒断水は復旧済(7/25)  
八峰町で1施設が断水(7/18)  
被害のあった施設での人的被害なし。(7/20)

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
	最大	現在	浸水等		停電		断水	
秋田県	6	3	2	2	-	-	4	1
男鹿市	1	-	-	-	-	-	1	-
秋田市	4	2	2	2	-	-	2	1
八峰町	1	1	-	-	-	-	1	1
合計	6	3	2	2	-	-	4	1

9 災害ボランティア関係

下記の市社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設された。注;( )内は開設日

・久留米市(7月11日)	・秋田市(7月17日)
・うきは市(7月12日)	・能代市(7月18日)
・広川町(7月12日)	・男鹿市(7月18日)
・東峰町(7月13日)	※7月23日閉鎖
・那珂川市(7月11日)	・五城目町(7月19日)
※週末のみ活動へ移行済	・仙北市(7月19日)
・佐賀市(7月12日)	・上小阿仁村(7月19日)
・唐津市(7月12日)	※7月23日閉鎖
・益城町(7月6日)	
※団体活動のみへ移行	

参考; DMATの活動状況(7月26日7時30分時点)

秋田県: DMAT 調整本部立ち上げ(7月15日)  
7/16 被災病院にて転院搬送支援 6 隊活動⇒同日に支援終了  
7/17 避難所の医療調査支援 5 隊活動⇒翌18日までに支援不要を確認終了

DPATの活動状況(7月18日23時30分時点)

秋田県:DPAT 調整本部立ち上げ(7月15日)。  
7/18 県内 2 箇所の避難所からメンタルケアのニーズがあり、先遣隊 1 隊が活動。避難者 3 名への対応を行ったがいずれも入院が必要な状態ではなく、今後のケアは包括支援センター等へ引継。同18日には、DPAT 調整本部を撤収。

(一定の成果)

- 初動期の連絡・情報収集は迅速かつスムーズに進んだ。 ※中央センター ⇄ 県の災害福祉支援ネットワーク主管部局及び事務局担当の県社協
- 災害発生が予想される場合(顕著な大雨に関する予報等発令時)には、事前に、各都道府県の災害福祉支援ネットワークへメールを入れ、週末等でも対応可能な中央センターの連絡先(メールアドレス、携帯電話等)を伝える動きが定例化された。
- 福岡・久留米の DWAT 活動に関しては、7 月 12 日に中央センターがオンラインミーティングを開催し、実働実績のある京都、群馬、静岡の各 DWAT の関係者から経験をふまえた各種情報(※)を提供して、福岡 DWAT の活動支援にあたった。
  - (※)・現地から SOS を発信するのが難しいため、プッシュ型で情報取得に現地入りしてはどうか。
    - ・DWAT は何が出来るかを保健師に説明するなどして、早めにつながりを作っておくと、その後に活動しやすい。
    - ・まずは、現地に入り、何もなければ(地元保健師で対応可能)となれば、DWAT は戻ればよい(DWAT はセーフティネットであって、活動することが重要なのではなく、「出る必要がなくてよかった」が最良のゴール)。
    - ・福岡市から入れないのであれば、久留米市やその周辺のチーム員で動ける方に状況確認の役割を持って動いていただくことも考えられる。
    - ・事務局だけでは人手が足りないので、大変な状況下だがチーム員の力を借りる。例えばメーリングリストなどで、「知っていることがあれば、小さい情報でも教えてください」等と流すと、徐々に情報が集まってくる。
    - ・「何かあったらいつでも教えてください」ということではなく、DWAT は何が出来るのかを具体的に示しておく。  
[DWAT 活動例; 避難生活の相談窓口の運営、保健師と連携した要支援者の対応、要配慮者に配慮した避難所環境の整備、こども・高齢者・障害者など要配慮者への直接的支援]
- 大分では、これまでに実施した研修等で中央センターのアドバイザーが関わっていたことから、ミーティングを経ずに直接の支援対応にあたった。その際のアドバイス項目の概要(※)は、下記のとおり。また、活動日報や福祉チーム同士の情報引継シートの様式も提供されている。
  - (※)・チーム員同士の情報共有の方法。
    - ・責任者の設置(班長同士の情報共有の核となる方、避難所管理者や他職種チームからの「窓口」となる方)
    - ・チーム間の引き継ぎ方法(リモートの活用含む)
    - ・避難所で DWAT がいることを知らせる方法(看板等の内容)
    - ・福祉的支援の道具以外で持ち込むことが有用なりハビリやコミュニケーションツールの例
    - ・支援経験のあるチーム員と大分 DWAT チーム員がリモートで話す機会を中央センターがセッティング可能

3

(今後の課題と考えられる事項)

- 災害ボランティアセンター、施設間応援、DWAT(避難所支援)に並行して対応せねばならない状況で、混乱が多く見られた。
- ひとつは、具体を想定した事前準備不足。  
被災施設等のニーズ把握まではできて、支援にあたる主体が定められない・実際に動けないといった課題が見えた。  
今後、ベースは施設間応援(同種別施設間の人員・物資等支援)に置きつつ、社協、経営協等を含め、それぞれの守備範囲(担当内容)の事前確認が必要ではないか。
- (福岡 DWAT が久留米の避難所に入った際、管理者が DWAT が何かを知っていなかった)DWAT 活動については、一定の理解が進んでいるが、地域(現地)、市町村、保健師等多職種の認知度や理解度はまだまだ差があり、市町村行政を主な対象とした継続的な周知活動が必要。  
中央センターはもちろん、各都道府県の災害福祉支援ネットワークが市町村の防災部局や福祉部局との関係性を構築していく必要が大きい(防災訓練への参加も想定)。
- 災害救助法が適用されない、または県知事から正式な活動依頼が出ていない状況での現地の活動支援に向けた助言として、派遣経験のある群馬、岡山、静岡、京都から現地チームの支援として、各県から1~2名を短期間(5日~1週間程度)派遣することも考えられるのではないか。その場合、中央センターからの派遣という位置づけで費用確保をできないか。
- 中央センターが実施する研修内容の企画検討に際して、次の視点も入れてはどうか。
  - ◇ DWAT が平時に地域の防災訓練等の際に実施するメニューの提供(なるべく住民参加型での避難所設置訓練、多職種連携等)
  - ◇ 先遣隊の養成(現地キーパーソンの見つけ方、現地の情報収集手法、活動拠点の設置、宿・交通手段の確保など)
  - ◇ 事務局訓練(情報収集(どこからどのような情報が入手できるか)、事務局体制の確保、チーム員への連絡、複数の避難所に同時に先遣隊派遣をし、各避難所からの要望等の情報集約と活動のコーディネートなど)。
- 昨年 7 月に「保健医療福祉調整本部」の設置に関する厚労省局長通知が出されたが、秋田県では体制未整備。福祉部局が災害対応の動きの中心に入れていない状況で、福祉的支援の動きに支障が見られた(県庁職員からのヒアリング)。
- 中核市が被災した際、県庁から避難所設置や運営に係る連絡調整が難しい現状があると伺った(同ヒアリング)。
- 秋田市内の避難所避難者数の把握は、各市町が入力するポータルアラート(国交省管轄)の情報と、県庁の防災担当部局が各市町に電話して聞き取る情報(これが県の災対本部資料に反映)の 2 種が存在。  
国の補助事業で避難者の情報集約に係る調査研究が進行中だが、意見出しを秋田県へ促してもよいのではないか。

4

## 各県経営協の活動状況等

### 山口県(6月29日からの大雨により、山口市と美祿市に災害救助法が適用)

発災直後から山口県経営協と連携を図り、迅速な対応を可能とすべく、被害状況の把握と情報共有等を進めた。

7月7日に開催された全国経営協第3回常任協議員会では、中国・四国ブロック協議会会長でもある内田 芳明 山口県経営協会会長から、県内の被害状況が報告。

人的被害はないものの、会員法人での床上浸水の被害(パソコンや厨房器具、車両等の全損)の具体を把握し、とくに、車両の早期入手に係る情報収集に全国経営協事務局があたった(山口県社協や近隣の市町村協からの車両貸出等も実施された)。

山口市と美祿市では災害ボランティアセンターが設置され、地域公益活動推進協議会(県内の各市に設置されている複数法人連携組織)が連携して活動し、必要な支援の情報共有と被災地の復旧・支援活動が進行している。

### 島根県、佐賀県、大分県、福岡県(7月7日からの大雨で線状降水帯が発生し、各県各市に災害救助法が適用)

7月7日には、九州地方で線状降水帯が発生し、浸水や土砂災害等の被害が発生。

全国経営協では、発災直後から上記4県の経営協会会長や事務局との連携のもと、情報収集等を進め、会員法人の施設での床上浸水等の被害ならびに、近隣法人・福祉施設や社協に

よる物資等支援の状況を把握。追加で必要な支援について、全国経営協へ随時のご連絡を呼びかけた。

### 大分県では、避難者の方がたを保健師とともにサポート

7月12日に大分で開催された、九プロ青年会の総会・セミナー及び会長会にて被害状況を共有。

7月15日からは、大分 DWAT が日田市の避難所 AOZE(市の複合文化施設)に派遣。派遣期間は7/15の第1クールから3日間3名ずつ交代で、3日目を引継日とし第8クールまで実施(～7/31)。

大分 DWAT では、地元の保健師と協力しながら、避難所の環境整備や避難者からの相談を受けるなど、生活全体をとらえた支援を展開。

大分 DWAT が7月末の収束に向けた調整のなか、一部地域では10月末まで避難指示が続くとの見込みが出され、自宅に帰る方とみなし仮設に入る方双方の状況に応じた支援の必要が出ている。

保健師とともに、みなし仮設に入居後のフォロー体制なども含め、今後協議。地元社協の支え合いセンター開設予定がなく、地元の地域包括支援センターや民生委員、自治会との連携が必要になると想定。

※ 7月19日に県の担当者へ連絡を取った段階では、避難者のうち14世帯23人は長期化の見込み。14世帯の居住地域へ向かう道路が土砂崩れで現在も通行不可のため。

上記23人は同じ地域(コミュニティ)の人で、関係性やコミュニケーションは良好だが、1人だけ少し体の不自由な高齢者がおられる。その方へも含む福祉的支援は充足。

最近では、みんなで体操を始めた。平日は保健師が、土日休日は DWAT チームが中心となって、相談を受けたり、寄り添いを継続。

施設は空調の細かい調整もでき、生活環境としては最低限の十分程度合いと考えており、物資も含めて一定の充足。今後に必要な支援が発生した場合は、中央センターへ連絡いただくことを確認した。

### 福岡 DWAT は率先して現地の状況を確認し、いつでも迅速に出動できるよう体制を準備

福岡 DWAT では、今般の大雨被害の大きさを踏まえ、避難生活が長期化することも想定し、発災直後より、福岡 DWAT 派遣の要否について、福岡県や現地との調整・情報収集を進めた。行政からの派遣要請を待つだけでなく、福岡 DWAT チーム員と事務局、災害福祉支援ネットワーク中央センターのアドバイザーとともに、7/12に緊急の ZOOM ミーティングを開催し、今後、想定される支援ニーズ等について検討を実施。

緊急ミーティング翌日には、福岡 DWAT 事務局と数名のチーム員が久留米市の避難所に赴き、状況を確認。

その結果、徐々に避難所は収束に向かっており、直ちに DWAT 派遣が必要な事態ではないことを把握したが、その後も、福岡 DWAT ではいつでも出動できるよう、チーム員の協力を得て、準備待機中。

また、被害の大きかった福祉施設では、自法人の職員だけでは対応が難しく、復旧に向けて、近隣や福岡県内の法人が物資の提供や応援職員を派遣。

### 秋田県内で広範囲の浸水被害発生。青年会が中心となり、施設間支援・応援を展開

7月14日からは、とくに秋田県内で大雨。翌15日は秋田駅東口側を中心に、秋田市が広範囲で冠水し、数日後にようやく水が引いた。

秋田市内では冠水によって動けなくなった車両が数百台単位で放置されていたり、総合病院で一時、救急患者の受け入れができなくなるなどの影響が生じた。

福祉施設でも床上浸水等の被害が発生し、秋田県青年会が中心となって、被害に遭われた法人に衛生用品や備蓄品を届けるなどの施設間支援を実施。

7月21日には秋田県社協にて対応会議が開催され、全国経営協事務局も現地で出席。

秋田県経営協の瀬田川 榮一会長は「県内の状況を見て回ってきたが、これまでに浸水したことのない地域でも多くの被害がでている。まだ全容がつかめていないこともあり、青年会が中心となって、法人・施設を回って調査を進めているところ。必要な支援の対応を皆で協力しながら進めたい」と話された。

秋田県青年会では佐々木 将樹副会長を中心に、発災翌々日には経営協会員法人への被害状況の確認と必要な支援の内容を伺う活動を推進。

発災後1週間の7月21日時点では、施設内に入った泥出しをはじめとする衛生環境回復のための清掃等は概ね終え、ゴミ出しや消毒などの復旧活動に移行した。

ただし、対応にあたる人の数は足りていないのも現実で、秋田県経営協のなかで相互の人員協力に向けて調整が進行。

この先は、被災して使えなくなった設備や備品の再購入等にとり費用確保が懸念事項だと、会員法人からの声があがっているところ。

全国経営協では、会員法人への災害見舞金制度による支援のほか、被災県経営協の活動を支援する「災害支援活動積立資金」の活用も含めて、復旧の支援にあたる。

7 避難所の開設状況について

市町村名	主な避難所数	開設日時	閉鎖日時	全避難世帯数	全避難者数
秋田市	7			35	47
男鹿市	1			2	7
上小阿仁村	1				
五城目町	1			15	27
合計	10			52	81
7月22日時点	14			63	98
比較増減	△ 4			△ 11	△ 17

※23日8時30分現在

【参考】避難者に対する県による市町村への支援

- 五城目町の要請を受け、同町の避難所における保健指導を秋田中央保健所が実施し、さらに、秋田中央保健所を県内他の保健所が応援する体制を構築。
- 五城目町の避難所の集約にあたり、感染予防対策の観点からの助言を得るため、秋田大学(感染統括制御・疫学・分子病態研究センター)の感染症専門家を現地に派遣。
- 能代市の要請を受け、被災地区の訪問調査要員として能代保健所の保健師を派遣。

**中央センター職員による秋田県の状況確認**

DWAT を担当する秋田県庁／県社協職員からの情報を得たうえで、県内の避難所 3 カ所訪問。急を要する支援の必要性が無いことを聞きとったうえで、今後も連絡を継続することを確認

7月21日から2日間、中央センター担当職員1名が秋田県を訪問。

県の災害福祉支援ネットワーク主管部局である健康福祉部の担当者及び事務局を担う県社協職員との打合せで最新の各種情報を得たうえで、秋田市内の避難所 2 カ所と、五城目町の避難所 1 カ所を訪問。

各避難所において、現時点で福祉的支援を必要とする方への対応は一旦の完了を見ており、DWAT 出動要請も含む急な対応を要する事項はないことを確認した。

秋田市内の避難所は、最大で 35 箇所／518 世帯・1,618 名が避難していたが(7月17日 午前9時現在)、7月20日の夜時点で 81 世帯・113 名となった。

その状況もふまえ、市役所建物内の中央市民サービスセンターにすべての避難者を集約し、他の避難所は閉鎖に向けて動いている(市役所 市民生活部担当者から聞き取り)。

中央市民センターへの主な避難者(訪問時点で 15 世帯 20 名)は、家が土砂崩れにあった数名と、平屋で床上浸水の方。

発災後、これまでに各避難所を保健師が回り、福祉的支援が必要な方は、市内の社会福祉法人立の施設に一時的に入所されている(詳細は個人情報として取得できず)。

なお、避難者はダンボールベッドかエアベッドを利用し、天井開口のパーティションで一定のプライベート空間を確保。

五城目町では、7月22日 11:00 現在で避難所 2 カ所設置、避難者 30 名の状況を確認。

管理者(町職員)からお話を伺い、「不足物質等はなく、ベッドは段ボールではなく簡易ベッドを利用。比較的快適な環境と避難者からの感想も聞いている」との声を伺い、必要に応じて、今後も継続した連絡のお願いをし、確認を得た。

7月24日の大分県社協 Facebook から

**社会福祉法人大分県社会福祉協議会**  
21時間 · Instagram · 🌐

👉 DWATがんばってます👉  
今回の大雨を受け、日田市小野地区では30名近くの方が避難され、現在も20名弱の方が避難生活を続けられています。  
避難生活の長期化を受け、日田市からの要請により大分DWAT(災害派遣福祉チーム)が派遣されました👉  
7月15日から毎日2~3人のチームを組んで、普段は福祉施設で働く方が避難されている方の困りごとにより寄り添った支援を行うため、日々活動しています。  
困り事を把握するアセスメントからはじまり、「避難してから体動かすことがなくなって退屈...」という声を受けて、体操の時間を作ったり、脳トレのプリントを使って頭も動かしたり👉  
避難されている方の環境改善のため、寄付でいただいた布団を敷いたり、掃除道具を置いて避難者さんと一緒に掃除をして環境を整えたり...

全部「お世話する」のではなく、避難されてる方と一緒に考え、取り組むことを基本として活動しています。  
大分県では初めて出動で、試行錯誤しながらの活動ですが、「困っている方のために何が出来るか」をみんなで考え、活動しています。

**大分DWAT 初出動!**

- ・保健師との連携
- ・避難者のアセスメント
- ・環境改善
- ・健康体操
- ・避難生活のリズム化
- ・住宅修理等の相談
- ・こわからのお悩み相談 などなど...

災害派遣福祉チーム in 日田市



静岡県災害福祉広域支援ネットワーク  
静岡DWAT

福祉のチカラで  
災害関連死を防ぐ

# 静岡県災害派遣福祉チーム 静岡DWAT

Disaster Welfare Assistance Team

— 平時の活動事例集 —



大規模災害発生時、一般避難所等において2次被害の防止を目的に災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対して福祉・介護の専門的な視点で円滑に活動が行えるよう、平時の活動として、市町行政や自治会等で実施する防災訓練や防災講座などで出前講座を実施してきました。

平時から関係機関との協働を促進し、災害時にすみやかに連携することができるよう、静岡DWATの周知や啓発を目的に、平時の活動を紹介します。

## 県総合防災訓練（島田会場）

会場 島田市立五和小学校

参加者 島市長寿介護課・福祉課、自主防役員、  
民生委員、静岡JRAT / DWAT 登録員 1名令和4年  
9/4(日)  
開催

## 活動の様子

今回の訓練では、指定避難所における避難者への心身の状況のヒアリング、特に福祉的ケアが必要な方のトリアージ、福祉避難所の開設・受入れ調整と移送までの流れを確認しました。自主防役員や民生委員の方々に避難者役になっていただいたため、地域の方に静岡DWATを知ってもらう機会にもなったのではないかと思います。

また、今回は医師やリハビリ専門職で構成される「静岡JRAT」と合同で参加することができたため、聞き取り項目の役割分担や、合同アセスメントなど、他職種チームと共にお互いの専門性を活かして活動を行うというより実践に近い形の訓練になりました。

空いた時間には、地域の方々と一緒に避難所備品として市で整備されているテントの使用方法や、入り口の段差やトイレなど指定避難所である小学校内の環境を確認し、配慮が必要な方を受け入れるためにどのような工夫が必要かを意見交換することができました。



## 支援団体・行政インタビュー

静岡JRAT 共同代表  
高橋 博達氏

当日は、静岡DWATさんと静岡JRATが、その場の協議で互いの動きを確認し、業務を分担して訓練を進めました。

静岡DWATさんの情報収集力と、医療・介護・福祉にわたる幅広い視野によって、特定の避難所のニーズを把握していただき、その情報を頼りに、我々リハビリ専門職が動くというのが最も効率的で機能的な姿と実感できました。

島田市福祉課 障害者支援係  
海野 凌我氏

DWATさんの活動のメインとなる応急期では、避難所生活の中で、多種多様な要望や困りごとが発生します。そんな時、複数の福祉専門職からなるDWATさんが居てくれれば、年代も状態も様々な避難者に対し、福祉的な目線から迅速で的確なケアを提供することができ、避難所運営の点からも非常に心強いと感じました。

## 伊東市総合防災訓練

会場 伊東市立富戸小学校 体育館

参加者 富戸区民、中学生など 約300名 / DWAT 登録員 1名

令和4年  
9/1(金)  
開催



### 活動の様子

3年ぶりの開催となった伊東市総合防災訓練では、医療救護訓練、ペット同行避難訓練、地震体験車などの訓練を実施。静岡DWATは、避難所設営訓練の中で令和3年度熱海派遣の活動報告と、ベルカ、レスキューボード、JINRIKIを活用した移動支援体験を担当しました。地域住民や中学生のほか、災害医療チーム(DMAT)の隊員の方々も積極的に体験しており、幅広い方々に静岡DWATを知っていただく機会となりました。

活動の様子は9月2日の伊豆日日新聞に掲載されました。



## 避難体験教室「さ～！ぼうさい体験会」

会場 相良原子力防災センター「サーボ」

参加者 地域住民、行政など 約50名 / DWAT 登録員 2名

令和4年  
11/19(土)  
開催

### 活動の様子

今回の訓練では「避難所設営・防災講座」のプログラムを担当し、体験を中心とした約1時間の講座を実施しました。避難所での受付体験では一組のご家族に受付を体験していただくなかで、障がいのある方がご自身で受付名簿に記入することや、質問に答えることが難しく、また時間もかかってしまうことが分かりました。

避難スペースの設営では市で整備している段ボールベッドやエアマット、仮設トイレ、パーテーションをみんなで設営し、使い心地を確かめました。

また、適切な支援を届けるために、ご本人の心身の状況を福祉施設職員やご家族の皆さんに市の様式を使ってチェックしていただき、避難所で情報を集約していくことを体験してもらいました。

その他、担当外のプログラムも参加し、参加された方々が何を不安に感じ、どのように備えているか、たくさんお話を聞かせていただきました。





## 浜松市防災夏フェスタ2022

**会場** 浜松防災学習センター

**参加者** 地域住民 約100名(主に親子連れ)  
DWAT 登録員 1名

令和4年  
6/26(日)  
開催



### 活動の様子

「防災夏フェスタ2022」で静岡DWATの啓発活動を行いました。

参加した親子の多くは小学校低学年～未就学児であったため、急速展示のみであったJINRIKIを試乗体験していただき、子どもたちも楽しめる雰囲気になりました。DWAT紹介については親御さんに簡単に説明をさせていただきましたが、ほとんどの方がDWATの存在自体も知らない方ばかりでした。「へこんな組織あるんだ」とか「聞いたことなかった」という声が大半でした。DWATの概要や実践報告の説明の最後に、「万が一、この浜松で災害が発生してご家族が避難所生活を余儀なくされた時、皆さんのお困りごとや健康状況をピブスを着たスタッフが伺うかもしれないことを覚えておいてください」と付け加えたところ、皆さん頷いてくださっていました。

防災夏フェスタのような子ども向けのイベント時には、子どもたちが楽しめるようなプログラム作成も必要と感じたイベントでした。



## さつき祭にてDWATパネル展示

**会場** 特別養護老人ホーム さつき園

**参加者** 地域住民 / DWAT 登録員 3名

令和元年  
6/16(日)  
開催



### 活動の様子

特別養護老人ホーム さつき園にて開催された第11回さつき祭にてDWATパネル展示及び移送用具体験を行いました。さつき園2階ロビーでDWATパネル展示と、バルコニーで移送用具体験(JINRIKI、ベルカ、レスキューボート)を実施しました。

当日は、来賓に長泉町長が出席するなど、オープニングは福祉交流スペースが一杯になるほどの参加者で賑わっていました。DWATブースは主に親子連れが立ち寄り、遊び感覚で移送用具など体験をしていました。



## 防災啓発イベント「ふじBOUSAI」への出展

会場 富士市交流展示場 ふじさんメッセ

参加者 地域住民 / DWAT 登録員 5名

令和4年  
11/19(土)  
開催

### 活動の様子

昨年に続き、今年度も富士市主催による防災啓発イベントへ出展させていただきました。今回は、DWATの貸与用品でのお世話になっている介護ショップ太助様にも出展協力させていただきました。

コロナ禍での開催でしたが、前年とは規模も大きく60団体以上の出展がありました。DWATとしては、説明パネルと熱海豪雨災害での活動パネル、ベルカ、JINRIKI、段ボールベッドを展示・用具体験を行いました。



### 今後、応用できそうな事として



平時の活動で考えられる事として、ニーズ的に災害以外での用具の使い道や、段ボールベッドと間仕切りについては、実際体育館に設置した場合、何台ぐらいが配置できるかのイメージがつけられることも大事なのではと思いました。



## 静岡DWAT登録員インタビュー



社会福祉法人誠信会、社会福祉法人芙蓉会、社会福祉法人美芳会等のDWAT登録員

啓発活動の一環として、富士市圏域のDWAT登録員に声をかけ市の防災イベントに参加しました。

市民から「静岡DWATって何?」と聞かれ、移送支援用具の説明や熱海市での派遣活動を紹介しました。市民の方や関係機関の方々に静岡DWATを知っていただくきっかけになりました。

社会福祉法人誠信会 静岡DWAT登録員 石原 正美氏

### 登録員の活動

東部支部富士圏域のDWAT登録員は、近隣の社会福祉法人に声をかけ、年に数回勉強会を開催しています。移動支援用具や段ボールベッドの使用方法を確認し、保育や介護など種別を超えたDWAT登録員同士の顔の見える関係づくりを構築しています。

## 特別養護老人ホーム小鹿苑 苑内研修

**会場** 特別養護老人ホーム 小鹿苑

**参加者** 小鹿苑職員 約40名 / DWAT 登録員 4名

令和4年  
5/24(火)  
開催

### 活動の様子

冒頭で事務局から静岡DWATの概要説明と熱海派遣の報告をし、災害時における福祉的な支援の必要性をご理解いただいたうえで、2つの演習を体験していただきました。垂直避難を想定したベルカの体験では、「思っていたよりも楽に持ち上がった」、「持ち上げられている間は、包まれているようで安心する」、「乗っている人が動いてしまうと危険で、対策を考える必要がありそうだ」といった意見や感想が交わされました。「ストレッチャーを搬入できない利用者宅で、実際にベルカを使用したことがある」という方もいました。

段ボールベッドの体験では、組み立ての容易さや、寝心地を確認していただきました。講座開始前に、DWAT登録員の皆さんと一緒に移送支援用具の操作方法を確認し、演習本番では登録員の皆さんが中心となって盛り上げてくれました。法人内の登録員同士のつながりづくりや、登録員所属施設からの活動理解にもつながる機会になったと感じました。



## 自治会 静岡DWAT

### 西豊田インクルーシブ防災訓練

**会場** 静岡市立西豊田小学校 体育館

**参加者** 地域住民、民生委員、行政、福祉施設、中学生など 約100名 / DWAT 登録員 1名

令和4年  
12/4(日)  
開催



### 活動の様子

自治会、民生委員、福祉団体、社協などの実行委員会で実施する「西豊田インクルーシブ防災訓練」に静岡DWATとして参加しました。感染対策として一定の間隔を空けて避難者のスペースを設け、要配慮者の方々には福祉避難スペースを設置しました。障害当事者の方々も参加し、静岡DWATがアセスメントを実施。その内容を要配慮者支援班に報告し、避難所運営会議で共有をする伝達訓練も実施しました。

また、グラウンドでは静岡市行政の協力により、ペット避難スペースの設置訓練も実施されました。



## その他の活動

### 静岡県立大学短期大学部 授業「福祉経営とリーダーシップ」

会場 静岡県立大学短期大学部 教育棟

参加者 短期大学部学生 約30名 / DWAT 登録員 2名

令和3年  
11/15(月)  
開催

#### 活動の様子

静岡県立大学短期大学部 介護福祉学科の授業「福祉経営とリーダーシップ」にて、介護福祉士の取得を目指す学生(に熱海市土砂災害に係る静岡DWATの派遣活動についてお話をさせていただきました。

学生からは「静岡DWATの活動が知れて良かった」「福祉専門職としての避難者のケアを学ぶことができた」などの感想をいただきました。



### 掛川特別支援学校防災体験学習

会場 静岡県立掛川特別支援学校

参加者 掛川特別支援学校の生徒、保護者、教員など 約30名  
DWAT 登録員 3名

令和4年  
9/22(木)  
開催



#### 活動の様子

特別支援学校肢体部の生徒と保護者を対象に、段ボールベッドや移送支援用具の体験を中心とした出前講座を実施しました。特に移送支援用具では、慣れない寝心地や体が持ち上がる感覚への不安をどのように軽減するか、どのように一人ひとりの心身の状況にあわせて安全に移送支援をするか、保護者や先生方と意見交換をしながら進めることができました。

担当した講座以外にも、避難スペース作りや防災食体験など全てのプログラムに参加させていただき、生徒の皆さんや保護者、先生方からたくさんお話を聞かせていただきました。避難生活において不安に思うことを何う中で、保護者の方から「避難所に行くという考えがない」という声も聞き、改めて障がいのある方が避難所に行き、生活することに対する心理的なハードルの高さを実感し、そこでDWATに何ができるのか、登録員の皆さんと考えたいと思いました。

なお、今回の講座では事前打合せからプログラム作り、移送支援用具貸与施設である障がい者支援施設清松園に集まってのリハーサル、そして本番の運営まで、登録員の皆さんが主体的に担っていただきました！





# 出前講座



2次被害  
災害関連死の防止

要配慮者支援

災害に強い  
地域づくり

## 皆さん、災害派遣福祉チーム(静岡DWAT)をご存知ですか？

大規模災害発生時、一般避難所等において2次被害防止を目的に、災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対して、福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うチームです。

静岡DWAT(事務局:静岡県社会福祉協議会)では、市町行政、自治会等で実施する防災訓練、防災講座などで出前講座を実施しています。

ぜひ、ご活用ください。



静岡DWATの活動例  
(避難所の巡回支援、ひんでも相談コーナーの設置)

### 講座内容

#### プログラム例

- 静岡DWATの講話(H30年西日本豪雨・R3年熱海市土砂災害における派遣活動)
- ダンボールベッド組み立て体験
- 移送支援用具の説明、操作体験など

#### 時間

- 60分～90分程度

### 申込方法

所定の申込用紙を事務局へFAXしてください。  
(申込用紙は、静岡県社会福祉協議会HPより)

事務局

静岡県社会福祉協議会 経営支援課

電話:054-254-5231

FAX:054-251-7508



社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会



問合せ先(静岡DWATとの共同訓練や出張講座の依頼は下記までお願いします)

## 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

事務局:社会福祉法人静岡県社会福祉協議会福祉企画部経営支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階静岡県社会福祉協議会内

TEL:054-254-5231 FAX:054-251-7508 Email:s\_dcat@shizuoka-wel.jp

## 高知県災害派遣福祉チーム（高知県 DWAT）活動マニュアル改定の方向性

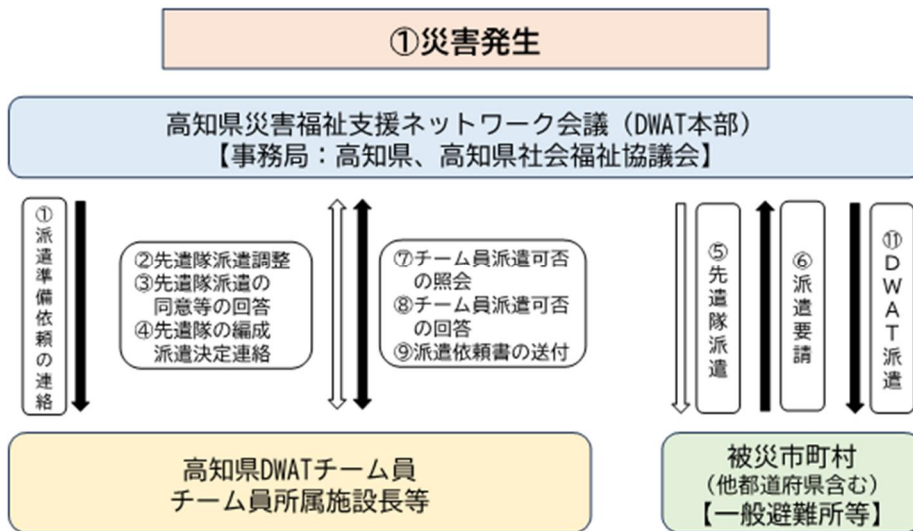
R5.3 ネットワーク会議資料を時点更新

マニュアルに影響する国等の動き	R5 年度マニュアル改定項目（予定）
「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」が改定され、活動場所に福祉避難所が追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DWAT 活動場所に福祉避難所を追加 (マニュアル 3-2 該当)</li> </ul>
R4 年度研修等による知見 →的確かつ効果的な対応を行うにあたり、ニーズ把握のための先遣隊派遣が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先遣隊に関する記述を追加 (マニュアル 3-2-2 該当)</li> </ul>
高知県医療救護計画の改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高知県保健医療調整本部の中に DWAT 事務局が追加</li> <li>・ DMAT、DHEAT（災害派遣保健チーム）が使用する被災者アセスメント調査票が全国統一様式に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DMAT や DHEAT との情報連携を円滑に行うため、アセスメント調査票の様式を統一 (マニュアル 5 該当)</li> </ul>
その他形式的な修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本マニュアルの目的を追記 (マニュアル 1-2 該当)</li> <li>・ 派遣決定までの流れを細分化し、記載 (マニュアル 3-2-2 該当)</li> <li>・ チーム員の活動内容について、より具体的に記載 (マニュアル 3-2-4～7 該当)</li> <li>・ 各種様式について、事務局用、チーム員用を整理 (マニュアル 5 該当)</li> </ul>

高知県災害派遣福祉チーム（高知県DWAT）活動マニュアル改訂項目

(現行マニュアル目次)	(目次変更案及び改訂内容)
<b>1. はじめに</b>	
1-1.設立の経緯	
1-2.高知県災害福祉支援ネットワーク会議	目的 (追加)
<b>2. チーム員</b>	
2-1.資格・登録	
2-2.身分	
	2-3.活動時の基本事項 (追加) チーム員ベスト着用、服装の基本スタイル等を記載
<b>3. 活動内容</b>	
3-1.平時の活動	
3-2.災害時の活動	活動先に福祉避難所を追加
	3-2-1.派遣決定までの流れ (追加)
	3-2-2.先遣隊の派遣 (追加)
3-2-1.チーム編成	3-2-3.チーム編成と派遣の基本的な流れ (統合)
3-2-2.派遣の基本的流れ	
3-2-3.活動内容 (到着時)	3-2-4.活動内容 (到着時) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-4.活動内容 (初期)	3-2-5.活動内容 (初期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-5.活動内容 (中期)	3-2-6.活動内容 (中期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
3-2-6.活動内容 (後期)	3-2-7.活動内容 (後期) 各活動項目について、チーム員の具体的な動きを追加
<b>4. 資機材</b>	
	資機材リストの更新
<b>5. 各種様式</b>	
5-1.健康相談票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局使用様式、チーム員使用様式を分けて目次を整理</li> <li>・各様式について、活動現場で使用する様式、平時に使用する様式を分けて目次を整理</li> </ul> (案) 5-1.事務局及びチーム員用様式 (平時) 5-3-1.○○○○ 5-2.チーム員用様式 (発災時) 5-2-1.○○○○ 5-2-2.○○○○ 5-3.事務局用様式 (発災時) 5-1-1.○○○○ 5-1-2.○○○○ ※アセスメントシートは統一様式 (保健医療) を使用
5-2.活動日報	
5-3.車両通行記録表	
5-4.現金出納帳	
5-5.転居・連絡先の変更・転職 (高知県災害派遣福祉チーム員 変更届)	
5-6.氏名の変更 (高知県災害派遣福祉チーム員証再交付申請書)	
5-7.チーム員を辞める (高知県災害派遣福祉チーム員 辞退届)	
<b>6. 資料</b>	
6-1.高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱	
6-2.高知県災害福祉支援ネットワーク会議研修部会設置要綱	
6-3.高知県災害派遣福祉チーム設置運営要綱	
6-4.高知県災害派遣福祉チーム員証交付要綱	

### 3-2-1 派遣決定までの流れ



派遣決定までの流れ	高知県災害福祉支援ネットワーク会議		DWATチーム員所属施設長等	高知県DWATチーム員
	事務局 (高知県、高知県社協) 【災害時】DWAT本部	会議構成団体		
①災害発生 (災害救助法適用規模)	情報収集 被害状況 避難所開設状況 避難者数 等  メール等送付 派遣準備依頼の連絡	メール受信	メール受信	メール受信
	派遣依頼があった場合の対応可否の調整 (心づもり)			
②先遣隊派遣の調整	メール等送付 先遣隊派遣の連絡	メール受信	・メール受信 ・対応の可否を検討	・メール受信 ・対応の可否を検討
	先遣隊の派遣決定、派遣同意確認 等			
③先遣隊派遣の同意等の回答	派遣可否の回答受理		メール等で回答	メール等で回答
	・派遣可否について協議→事務局へ回答			
④先遣隊の編成派遣決定連絡	メール等送付 派遣者決定の連絡	メール受信	メール受信	メール受信
	・DWAT本部よりメール送付 (先遣隊編成結果、メンバー等)			
⑤先遣隊派遣	先遣隊へ同行			注意事項等を確認のうえ、派遣先へ出発



派遣決定 までの 流れ	高知県災害福祉支援ネットワーク会議		DWATチーム員 所属施設長等	高知県DWAT チーム員
	事務局 (高知県、高知県社協) 【災害時】DWAT本部	会議構成団体		
⑥派遣要請 被災市町村 他都道府県 等 →派遣決定	要請を受け、 DWAT派遣を決定			
⑦チーム員派遣 可否の照会	メール等送付 DWAT派遣決定 対応可否の打診	メール受信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール受信</li> <li>・対応の可否を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メール受信</li> <li>・対応の可否を検討</li> </ul>
			被災地での活動に備え、健康状態や自身の被災状況等に十分留意し、派遣対応可否を判断  (DWAT派遣決定通知、チーム員派遣可否の照会、被災地情報の共有)	
⑧チーム員派遣 可否の回答	派遣可否の回答受理 →チーム編成		メール等で回答	メール等で回答
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣可否について協議 →DWAT本部へ回答</li> </ul>	
⑨派遣依頼書の 送付	メール等送付 派遣者決定の連絡 *派遣依頼書添付 (P.8参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(派遣決定、集合場所、準備事項等)</li> <li>・派遣されるチーム員とならなかった場合も、情報共有を目的として上記のメールを送付</li> <li>・派遣日時、集合場所、移動手段、チーム人数、活動日数、避難所で求められる支援内容、宿泊有無等を記載</li> </ul>		
⑩派遣当日まで				<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な持ち物の最終チェックを行う。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・DWAT本部より、オリエンテーションを受ける</li> </ul>	
⑪DWAT派遣	集合場所にて派遣先の状況等の説明及び装備品を手交する。			集合場所にて派遣の説明及び装備品を受け取り、派遣先へ出発する。

## 高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱

### (目的)

第1条 大規模災害時における要配慮者に対する円滑な福祉支援を目的として、高知県災害福祉支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると思われる規模の災害

(2) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他一般の避難所において特別な配慮を必要とする者

(3) 福祉支援

避難生活の早期の段階から、その福祉ニーズを的確に把握するとともに、可能な限りそのニーズに対応し、生活機能の維持を支援すること

(4) 高知県災害派遣福祉チーム

福祉・介護等の専門職員等により構成され、大規模災害発生時に一般の避難所において要配慮者を支援するチーム（以下「チーム」という。）

(5) チーム員

チームを構成する者

### (協議内容)

第3条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 大規模災害時におけるチームの編成、派遣及び受援等の活動に関すること。
- (2) チーム員の登録及び研修・訓練に関すること。
- (3) 関係機関・団体等との連絡・情報共有に関すること。
- (4) チームに関する周知・啓発に関すること。
- (5) その他ネットワーク会議の活動推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）で構成する。

- 2 ネットワーク会議に会長を置き、社会福祉法人高知県社会福祉協議会副会長をもって充て、会長はネットワーク会議の会務を総理する。
- 3 ネットワーク会議に副会長を置き、高知県子ども・福祉政策部副部長（総括）をもって充て、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 ネットワーク会議の活動に関して検討を行うため、ネットワーク会議に部会を置くこ

とができる。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は、会長がこれを招集する。

2 別表に掲げる構成団体のほか、会長が必要と認める者を会議に参加させることができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課に置く。

なお、その事務局業務を社会福祉法人高知県社会福祉協議会に委託することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

区分	団体名
社会福祉施設等関係団体	高知県老人福祉施設協議会 高知県介護老人保健施設協議会 高知県地域密着型サービス協議会 高知県身体障害者（児）施設協会 高知県知的障害者福祉協会 高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会 高知県児童養護施設協議会 高知県通所サービス事業所連絡協議会 高知県保育所経営管理協議会 高知県社会福祉法人経営者協議会
福祉職の職能団体	一般社団法人高知県社会福祉士会 高知県介護福祉士会 高知県精神保健福祉士協会 高知県介護支援専門員連絡協議会 高知県相談支援専門員協会 高知県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人高知県訪問看護連絡協議会
社会福祉協議会	高知県社会福祉協議会
市町村	高知市
県	高知県